

地域の魅力まるごとブランド化検討委員会設置要綱

(平成 21 年 7 月 22 日庁達第 44 号)

(設置)

第 1 条 美唄の産業や観光資源、イベント、歴史、文化、食べ物など、あらゆる地域資源を市内外に発信できるような地域ブランドにするため、地域の魅力まるごとブランド化検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の事項について協議検討するものとする。

- (1) 地域資源の再評価及びその組み合わせによるモニターツアーコースの設定、評価分析
- (2) 地域資源の効果的な活用方策の検討及び地域ブランド化に向けた認証基準などの検討、取りまとめ
- (3) その他地域の魅力を高める上で必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、13 名以内の委員で組織し、別表に掲げる団体が推薦する者のうちから市長が委嘱する。

- 2 委員長は、札幌国際大学が推薦する者とし、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、平成 22 年 3 月 31 日までとする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、委員会の決定により、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 委員長は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第 6 条 委員長が必要と認めたときは、委員会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員会の委員で組織する。
- 3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員のうちから互選する。
- 4 専門部会は、部会長が必要と認めたときは、部会に属する委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、商工交流部経済交流推進課において行う。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 7 月 28 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

団体名

- 1 美唄商工会議所青年部
- 2 美唄観光物産協会
- 3 美唄青年会議所
- 4 美唄グリーンツーリズム研究会
- 5 ピパの湯ゆ～りん館
- 6 専修大学北海道短期大学
- 7 美唄市農業協同組合
- 8 峰延農業協同組合
- 9 北海道林業試験場
- 10 美自校ツアーズ
- 11 フラワー観光バス株式会社
- 12 JR 北海道鉄道事業本部営業部
- 13 札幌国際大学